



農地等利用最適化推進施策に関する

意見書

令和6年10月22日

長野市農業委員会

貴職におかれましては、農業委員会活動に多大なご理解、ご協力を賜るとともに、本市の農業振興に積極的に取り組まれていることに対し、感謝申し上げます。

さて、当農業委員会は、農業委員25名、農地利用最適化推進委員42名の計67名により、必須業務に位置付けられた「農地利用の最適化の推進」（担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消及び新規参入の促進）に全力で取り組むとともに、策定期限が今年度末となっている地域計画の作成を最大の課題と位置付け取り組んでいるところであります。

しかしながら、農業・農村を取り巻く環境は、構造的な問題に加え、近年の異常気象や頻発する自然災害、農業資材や燃料価格の高騰などにより、一層厳しさを増しております。

こうした情勢の中で、食料安全保障の確保を新たに基本理念に加えた改正食料・農業・農村基本法が令和6年5月29日に成立しました。今後は、来春までに具体的な施策の方向性を示す食料・農業・農村基本計画を作成する段階に入ります。

そのため、産業を担う農業者や基盤となる農地が減少し続ける中で、今ある農地を守り、農業者が将来に希望を持って食料供給という国民の付託に応えるためには、農業者が真に望む具体的な施策の展開が必要です。

この意見書は、農業委員と農地利用最適化推進委員の日々の活動や管内視察を通じて把握した農業者等からの意見・要望を取りまとめたものです。

つきましては、農業委員会等に関する法律第38条の規定に基づき、長野市の農業施策が、より効果が上がることを期待し、ここに意見書を提出いたします。

令和6年10月22日

長野市長 荻原 健司 様

長野市農業委員会
会長 青 木 保

1 担い手への農地利用の集積・集約化について

農業の生産性を高め競争力を強化していくためには、担い手への農地の集積・集約化を更に加速し、規模拡大や生産コスト削減等、収益性の高い農業を目指していく必要があります。

このため、以下の事項について要望・意見を含め提言します。

【施策提言】

① 食料・農業・農村基本法の改正と地域計画への対応について

- (1) 平成 11 年の制定から 25 年を経て初めてとなる食料・農業・農村基本法の改正法は、法の基本理念に食料安全保障の確保を新たに加え、今後同法に基づく基本計画が策定され、具体的な予算と事業内容が示されます。

そこで、県や関係団体と連携して、国に対して必要な要請を行うとともに、国の動向をいち早く情報収集し、農業施策の構築に努めることを提言します。

- (2) 地域計画は、今年度中に策定・公告され、令和 7 年 4 月 1 日から実行に移ります。引き続き地域の話し合いを踏まえて必要な見直しを行うこととされています。

そのため、継続して地域の話し合いの場を開催するとともに、地域計画の実現に向けて、国・県の補助事業の地域への積極的な活用が図られることを提言します。

また、特に集積・集約化を進めるに当たっては、全国の参考となる先進的な事例を積極的に調査・研究することを提言します。

② 農地中間管理事業へのスムーズな移行について

現在、農業政策課で行っている利用権設定等促進事業は、令和 7 年 3 月末で廃止となり、業務は農地中間管理事業に移行されることから、諸手続きに関して、農業者に新たな負担が生じることがないように、農地中間管理事業へのスムーズな移行を提言します。

また、農地中間管理事業での中核的な役割を担う（一社）長野市農業公社の職員体制の一層の充実を要請します。

③ 農地中間管理機構関連農地整備事業の推進について

農地中間管理機構関連農地整備事業は、農地の集積・集約化や農業の生産性の向上、経営の安定化及び担い手の確保のための重要な事業です。

しかしながら、市内ではなかなか進まず、とりわけ果樹地や中山間地域においては停滞しています。これは、国の制度上の問題や地権者負担に加え、地権者の理解を得るなど合意形成に至るまで地域の役員には大きな負

担となっているためです。

そこで、より利用しやすくなるよう見直しを国に要望するとともに、事業の立ち上げから完了に至るまで積極的に関与し、助言やサポートしていただくことを提言します。

2 遊休農地の発生防止・解消について

農業委員会は、遊休農地の発生防止・解消に向けた農地パトロールや意向調査などの活動を行っています。

特に、中山間地域は、狭小かつ急傾斜地のは場が多い上、鳥獣被害が甚大で、農業者の営農意欲を低下させる原因にもなっており、遊休農地が増加しています。

このため、以下の事項について要望・意見を含め提言します。

【施策提言】

① 電気柵等防護施設の拡充について

電気柵等防護施設は、特に中山間地域では安心して営農を行う上で欠くことのできないものです。

つきましては、電気柵等防護施設の設置、更新・修繕及び維持管理や、緩衝帯の維持管理に要する費用への財政支援の拡充を提言します。

② スマート農業技術の積極的な活用について

中山間地域の農地は、特に急傾斜地が多く維持管理が困難で、農作業には危険が伴います。

国では、令和6年6月14日にスマート農業技術活用促進法が成立し、今後、スマート農業技術の推進に拍車がかかることが予想されます。例えば、リモコン式自走草刈機は、傾斜地の農地と法面の除草作業には非常に効率的で安全性も高いものの、非常に高額です。

つきましては、今回の新法に合わせて構築される国の補助制度の積極的な活用を提言します。

③ 果樹振興について

本市では、昨年度から「長野市産果樹ブランド化戦略」に基づき、果樹産地としての知名度向上に取り組んでおりますが、果樹の栽培面積は年々減少しており、特にりんごとももの栽培者数は、平成27年から令和2年の5年間で、約4分の3に減少している状況です。

つきましては、果樹産地として定着した知名度を維持するため、りんご・もも等の苗木の購入や果樹振興関連事業の補助要件を拡充するとともに

に、販路拡大に積極的に取り組んでいただくよう提言します。

3 新規参入の促進について

農業の後継者不足は、耕作条件の悪い地域のみならず、これまで農業経営が成り立っていた地域においても大きな課題となっています。

農業者の高齢化が年々進む状況下において、担い手の確保は喫緊の重要課題です。

このため、以下の事項について要望・意見を含め提言します。

【施策提言】

① 地域おこし協力隊員へのサポートについて

地域おこし協力隊員の中には、毎年、新規就農を目指す若者がいます。外部からの若い新規就農者は、地域にとっては大きな励みとなり、3年で退任後も地域に居住し、地域の中に溶け込み、引き続き就農していただくことが期待されています。

つきましては、就農を目的に隊員として受け入れる場合には、隊員が就任から自立するまでの間、特別サポートチームを設置して継続して支援することを提言します。この場合、特別サポートチームへの財政的支援も合わせて提言します。

また、退任後、確実に国の経営開始資金が受けられるように、就任時からサポートしていただくことを提言します。

② 農業経営収入保険加入促進補助金事業について

農業経営収入保険加入促進補助金事業は、要綱では今年度で終了とのことですが、自然災害が多発する今日では収入保険は必要不可欠です。

つきましては、未加入者への収入保険加入の積極的な啓発を行うとともに、新規加入者のみならず加入者全てを対象とした収入保険掛金への補助を行うよう提言します。